

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方も郵便等で投票ができるようになりました

令和4年7月10日(日)は参議院議員選挙の投票日です。

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件を満たす場合、郵便等により投票をすることができます(特例郵便等投票)。

1 投票用紙等の請求先

請求先 : 南城市選挙管理委員会

請求期限 : 令和4年7月6日(水)の17時(投票日の4日前)

2 特例郵便等投票の対象となる方

当該選挙の有権者で、以下に該当する方が特例郵便等投票の対象となります。

・感染症法・検疫法の規定により外出自粛要請を受けた方
・検疫法の規定により隔離又は停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている方



外出自粛要請等の期間が各選挙の請求可能な期間にかかると見込まれる場合

※ 濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象とはならず、投票所等での投票ができます(投票所等におけるマスクの着用や手指の消毒など感染拡大防止の徹底をお願いします)。

3 特例郵便等投票を行うにあたってのお願い

- ・保健所等が発行する外出自粛要請の書面(入院勧告若しくは入院措置等を受ける入院患者でないことがわかる就業制限に関する書面を含みます)または宿泊施設への隔離・停留の措置に係る書面を添えて、請求書を南城市選挙管理委員会に送ってください。
- ・請求書等を入れた封筒に所定の宛名表示を貼り付け、ファスナー付きの透明のケース等に入れて表面を消毒した上で、同居人、知人等(患者ではない方)に投かんをご依頼してください。
※濃厚接触者の方がポストに投かんすることは可能です。ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用して、他者との接触を避けるようにしてください。
- ・南城市選挙管理委員会から投票用紙等一式を受け取った後に宿泊・自宅療養等期間が経過した等により、特例郵便等投票ではなく投票所で投票したいという方については、投票用紙等一式を投票所に持参の上、返却していただく必要があります。
- ・請求から投票終了までには数日の期間を要します。請求は告示前からできますので、上記期限によらず早めの請求・送付をお願いいたします。

4 罰則

- ・特例郵便等投票の手続においては、公正確保のため、他人の投票に対する干渉や、なりすまし等詐偽の方法による投票について、公職選挙法上の罰則(投票干渉罪(1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金)、詐偽投票罪(2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金))が設けられています。

5 濃厚接触者の方の投票について

- ・**濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。**投票のために外出することは「不要不急の外出」には当たらず、投票所等において投票していただいて差し支えありません。
- ・ただし、せっけんでの手洗いやアルコール消毒をし、マスクを着用いただくといった必要な感染拡大防止対策等にご協力をお願いします。ご不明な点等がある場合は、お住まいの地域を所管する保健所又は南城市選挙管理委員会にお問い合わせください。

6 特例郵便等投票の全体イメージ

